



# ご存知ですか？

## 更生保護を支える人たち

福祉政策課  
(i プラザ3階)

☎ 0538-37-4814  
FAX 0538-37-6495

### 犯罪などを防止し、立ち直りを支える地域の方

安全で安心な暮らしは、全ての人の望みです。犯罪や非行をなくすために、取り締まりを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要です。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れる「更生保護」も大切です。

更生保護とは、犯罪や非行からの立ち直りを見守ることです。市内では保護司など、さまざまな立場から犯罪を犯した人に寄り添い、立ち直りを支援する人たちが活動しています。

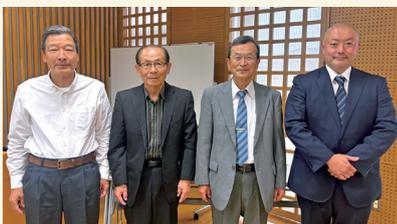
#### 保護司とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした

人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした際に、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。

#### 南磐田地区保護司会

南磐田地区（磐田市、袋井市、森町の保護司を統括、調整する地域組織）として、地区内の保護司と地域機関の橋渡し役を担います。



▲南磐田地区保護司会役員の皆さん

#### 南磐田地区更生保護女性会

女性の立場から、地域の犯罪予防の活動、犯罪や非行を犯した人の更生支援活動を行うボランティア団体です。

#### 南磐田地区協力雇用主会

犯罪・非行歴のため、仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

#### 社会を明るくする運動

犯罪防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。

市内では「第23回いわた大祭り」で、保護司会、更生保護女性会および静岡保護観察所の職員が「社会を明るくする運動」の横断幕のぼり旗を掲げ、ポケットトティッシュなどの啓発品を配布し、沿道の方々に運動内容を案内しました。



保護司は、地域社会の中で被保護者の更生を見守り、生活の安定と社会参加を促進する重要な役割を果たしています。また、保護司会などの団体は、地域と行政・警察・福祉機関を結ぶネットワークとして、啓発活動・相談窓口・就労支援など、さまざまな形で支援を展開しています。被保護者の社会復帰をより確実にするために、地域住民の理解と協力が必要です。

#### 社会を明るくする運動

##### 作文コンテスト

学校生活や地域行事などの体験を基に、犯罪・非行防止に向けて感じたことを作文し、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的とした作文コンテストにおいて、鈴木陽依莉さん（向陽中学校3年生）が市審査で最優秀賞、県審査で優秀賞に選ばれました。



# 磐田市陸上競技場 リニューアルオープン

スポーツのまち推進課  
(本庁舎2階)

☎0538-37-4832

FAX 0538-37-5034

誰もが気軽に利用できる陸上競技場へ

平成11年8月31日の完成から約26年  
が経過した磐田市陸上競技場は、老朽  
化のため、完成以降初めてトラックや  
フィールドの全面張替えなどの大規模改  
修を行いました。そして、誰もが気軽に  
利用できる陸上競技場として3月15日  
(日)から利用を再開しました。

## 利用時間

午前8時30分～午後9時  
(日没時間により変更あり)

※第2火曜(祝日の場合は翌日)、12月  
28日～1月4日は休場日

## 利用方法

### 【個人利用】

予約不要、陸上競技場受付券発売機  
で利用券を購入

※専用利用(全部)がある場合は利  
用できません

### 【専用利用】

利用する月の2カ月前の1日～末日  
に磐田市総合体育館(指定管理者)：

NPO法人磐田市スポーツ協会)窓  
口または電話(☎0538-32-  
4236)で申し込む

※利用料金などはホー  
ムページをご覧ください



▲ホームページ



※改修工事は独立行政法人日本ス  
ポーツ振興センターによるスポー  
ツ振興くじ助成金を受けて実施  
しました。スポーツくじの収益は、  
選手や指導者の育成、グラウンド  
の芝生化、地域のスポーツ施設の  
整備など、日本のスポーツ振興の  
ために役立てられています



# 令和8年度 学校給食費 保護者負担額を軽減

小学校は無償、中学校は維持

## 学校給食費の現状

学校給食に要する経費は、学校給食  
法に基づき調理員の人件費や光熱費な  
どは市が負担し、食材料費は保護者の  
負担としています。

小中学校の学校給食費は令和5年度  
に改定しましたが、その後も物価高騰  
が続きました。給食の食材料費も影響を受け  
ています。公費負担による食材料費の  
増額や献立の工夫などで給食の質を維  
持しており、保護者負担額を据え置い  
てきました。

## 令和8年度の学校給食費

物価高騰が続いているため、令和8  
年度も食材料費は増額しますが、子育  
て世帯の経済的負担を軽減するため、  
小学校給食費は、国からの交付金に加  
え、さらに公費を充てることで保護者  
からの負担額は0円とし、中学校給食  
費の保護者負担は、公費を充てること  
で令和7年度の金額を維持していく予定



### 小学校

令和8年度の学校給食費は無償  
保護者負担額0円  
1食当たりの食材料費 327円・356円



### 中学校

令和8年度の学校給食費は維持  
保護者負担額 344円  
1食当たりの食材料費 388円



です。  
なお、令和9年度以降の給食費は未  
定です。  
※今回の取組財源は、子育て世帯の経  
済的な負担軽減を図るため「給食費  
負担軽減交付金」と「物価高騰対応  
重点支援地方創生臨時交付金」を活  
用します

学校給食課  
(西庁舎3階)

☎0538-37-4780

FAX 0538-37-5015



ページ番号  
1010515

# 毎年4月2日は 世界自閉症啓発デー

こども未来課  
(iプラザ3階)  
☎0538-37-2761  
FAX 0538-37-4631

誰もが幸せに暮らせる社会の実現を願って

## 「世界自閉症啓発デー」とは

国際連合は、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めています。日本でも4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」としてイベントなどを行い、広く啓発活動に取り組んでいます。

## 知っていますか

### 自閉スペクトラム症のこと

私たちは皆、それぞれに異なる感性と個性を持ち、それを認め合い、互いに支え合いながら暮らしています。

自閉スペクトラム症の方々はアンパランスな発達の仕方をしており、周りの人々には理解できない行動をすることがあります。そのために偏見や誤解が生じてしまいます。自閉スペクトラム症の方々の行動の意味を考え、「良い点」に目を向けるようにすると、自閉スペクトラム症の方々は社会の中で生き生きと暮らすことができます。

自閉スペクトラム症をはじめとする発



▲世界自閉症啓発デーのロゴ

達障害のある人、またその家族やきょうだいたち、そして共に生きる地域の全ての人たちが自分らしく安心して暮らしていける「共生社会」の実現のために、まずお互いを「知る」ことから始めてみませんか。

## 青（ブルー）で伝える

世界自閉症啓発デー日本実行委員会は、癒しや希望などを表す色である「青」を自閉スペクトラム症や発達障害を理解していただくためのシンボルカラーとして使用しています。

市では、4月2日(木)から4月5日(日)まで、磐田市民文化会館「かたりあ」を青色にライトアップします。

# 介護保険料と後期高齢者医療保険料が コンビニで納付できます

高齢者支援課  
(iプラザ3階)  
☎0538-37-4769  
FAX 0538-37-6495

曜日や時間を気にせず利用できます

## 介護保険料と後期高齢者医療保険料

は、指定金融機関窓口だけでなく全国のコンビニエンスストアでも納付できるようになります。曜日や時間を気にすることなく利用できますので、「平日の昼間に時間が取れない」「近くに金融機関がない」という方は、コンビニエンスストアをご利用ください。手数料はかかりません。

## 対象となる納付書

令和8年3月以降に新規で発行された納付書

## 対象外の納付書

- ・バーコードの印刷がないもの
- ・バーコードが破れたり汚れたりして読み取れないもの
- ・納付額が1枚の納付書で30万円を超えているもの
- ・金額を訂正したもの
- ・指定期限を過ぎたもの
- ・令和8年2月以前に発行されたもの

## 注意事項

- ・納付したときには、領収証書を必ず受け取り大切に保管してください
- ・納付方法が特別徴収（年金からの天引き）や口座振替の登録をされている場合には納付書は発行されません。なお、納付書のバーコードを読み取って行うスマートフォン決済サービスはご利用いただけません
- ・保険料の納付には、納め忘れがない便利な口座振替もありますので、ご利用ください

## 問い合わせ

- 介護保険料に関すること  
高齢者支援課 ☎37-4769
- 後期高齢者医療保険料に関すること  
国保年金課 ☎37-4863



# 国民健康保険税率の 見直し

国保年金課  
(本庁舎1階)

☎0538-37-4863  
FAX 0538-37-4723

将来にわたって安心できる

国民健康保険の運営にご協力お願いします

市の国民健康保険は、支出に対して収入が不足する非常に厳しい財政運営が続いています。これに加え、県がこれまで行ってきた負担軽減措置は令和8年度以降は実施しない方針が示され、令和6年度税率改定時の計画では歳入不足を補いきれない見込みとなりました。これを受け、以下の通り税率改定案を作成しました。

## 税率改定案の概要

- ・令和8年度は、被保険者一人当たり平均で年間約9700円の増額（令和7年度比）
- ・令和9年度は、被保険者一人当たり平均で年間約3600円の増額（令和8年度比）
- ・医療給付費分の賦課方式（所得割、資産割、均等割、平等割）のうち資産割を廃止
- ※資産割の廃止により、約1割の世帯では保険料が減額となる見込み

- ・これまでの区分（医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）に加え、国の「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、「子ども・子育て支援納付金分」を新たに追加（一人当たり年間平均約3200円の増額）

## 「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」の意見

被保険者の代表者など14名からなる協議会に諮ったところ「急激な負担増への配慮がされていること、また、財政健全化のための歳入不足の削減目標も維持されていることから、改定案は適当と認められる」との意見をいただきました。

## 今後の予定

令和8年2月磐田市議会定例会での条例改正案の審議を経て、令和8年4月からの施行を予定しています。

# 固定資産税納税通知書 を発送します

資産税課  
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809  
FAX 0538-33-7715

課税内容の確認と納付をお願いします

## 課税内容をご確認ください

固定資産税は、土地や家屋、償却資産（事業用資産）を所有する方に納めていただく税金です。

納税通知書と課税明細書は、4月下旬に併せて発送しますので、課税内容を確認の上、納付をお願いします。

課税明細書には、物件の所在や面積などのほか、土地は一筆ごと、家屋は一棟ごとに税相当額が記載されています（償却資産は記載されていません）。また、非課税・課税免除の固定資産については、課税明細書に記載されていませんので、確認する場合には名寄帳をお取りいただき確認してください。

なお、課税明細書は再発行することができませんので、大切に保管してください。

※令和8年1月1日時点で所有する固定資産が令和8年度の課税の対象となりますので、次に該当する場合は、資産税課へご連絡ください

①所有権移転登記を済ませたが、宛名が変わっていない

②記載のない土地や家屋を所有している

③記載のある家屋を取り壊した

④登記されていない家屋の相続や贈与、売買をした

## 固定資産税評価額を縦覧できます

令和8年度の課税の基礎となる面積や課税地目、評価額などが無料でご覧いただけます。

縦覧期間／4月1日(水)～6月1日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所／市民税課 証明発行窓口（本庁舎1階）

※各支所は、自己資産の閲覧は可能

縦覧できる方／市内の土地・家屋の納税者、納税者と同じ世帯の親族、納税者から委任された方

持ち物／運転免許証など本人確認ができるもの